



# 宮野中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

山口市立宮野中学校

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるべき行為ではない。

また、教職員はいじめに対して、毅然とした態度で指導していく必要があり、被害生徒や加害生徒をはじめ、周りではやしたてる観衆や見て見ぬふりをする傍観者に対しても心に寄り添いながら指導していくことが大切である。

さらに、いじめを防止するためには、学校・家庭・地域がいじめに関する課題意識を共有するとともに、それぞれが役割を認識して対応することが必要であり、子ども自らも安心して暮らせる豊かな社会や集団を築き、いじめを許さない風土づくりを進めなければならない。

そこで、宮野中学校では、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条の規定により、国、県、市の各基本方針を参考にして、本校の実態や実情を踏まえ、いじめ防止等の取組についての基本的な事項や取組等について定めた「宮野中学校いじめ防止基本方針」（以下宮野中基本方針という。）を策定する。

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめとは、当該児童等が、**一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった**児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項要約）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行うこととする。

この際、いじめには多様な形態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」とある要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。

### (2) いじめ防止に関する基本理念

**児童等は、いじめを行ってはならない。（法第4条）**

- いじめは、「人間として許されない、人権にかかわる重大な問題」であることを認識し、**「いじめる側が悪い」という毅然とした態度で示す。**
- いじめは、「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」であり、大人の何気ない言動がいじめを助長してしまうこともあり得る。
- いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こりうる問題」であり、誰もが「いじめる側」にも、「いじめられる側」にもなり得る。
- いじめは、「発見が難しい問題」である。（いじめとふざけ合いが区別しにくい。）
- いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」であり、子どもを取り巻くすべての関係者が連携して、それぞれの立場から解決に向けた責任を果たす必要がある。

本校では、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）が核となり、「地域協育ネット」の仕組みを活かして、各中学校区で地域のネットワークを作成し、学校、家庭、地域が連携・協働することにより、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り支援する「やまぐち型地域連携教育」を、平成27年度から推進している。

## 2 宮野中学校の取組

### (1) 校内体制の確立

#### ①「いじめ対策委員会」の設置（法第22条より）

##### ア. 趣旨

- 本組織を、学校におけるいじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」など、組織的な対応を行うための中核組織として設置し、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図る。

##### イ. 構成メンバー

生徒指導部会（隔週実施）	教育相談部会（隔週実施）
校長・教頭・生徒指導主任 各学年生徒指導担当・SC	校長・教頭・生徒指導主任 教育相談コーディネーター 特別支援コーディネーター 各学年教育相談担当・養護教諭・SC

心の健康観察（毎日）、教育相談アンケート（月1回）、生徒・保護者・周囲の訴えなどから両部会で検討し、必要に応じて

**教務主任・該当学年主任・該当担任・部活動担当**

などが加わり「いじめ対策委員会」を開催する。

##### ウ. 取組内容

- いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」への組織的な対応
- いじめ相談、通報の窓口としての役割
- いじめ防止に関する取組の効果の検証・改善
- 宮野中基本方針の見直し
- いじめ（の疑い）を発見した場合の緊急会議及び組織的な対応
- 家庭、地域、関係機関との連携
- 教育委員会等へのいじめの報告

#### ②指導体制の強化

- いじめの対応に温度差が生じないように、全教職員が組織的・計画的にいじめ問題に取り組む。
- 全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。
- 学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、平素から、管理職等への報告・連絡・相談を確実にを行うことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「いじめ対策委員会」を核として組織的に対応する体制を整備しておく。

#### ③教育委員会への報告・相談

- いじめ速報カード・続報カードにより市教育委員会に報告する。（5W1H確認）
- 重大事態が発生した場合は、市教育委員会と連携した対応を行う。

### (2) 家庭、地域、関係機関等との連携

- 「宮野中基本方針」について、親育会総会や学校運営協議会、青少年健全育成協議会、学校ホームページや学校だより等を活用して、保護者や地域住民へ広く周知する。
- 家庭、地域、関係機関等と、いじめの現状や課題について情報を共有し、協力していじめの防止等に取り組む体制をつくる。

### (3) 未然防止の取組

#### いじめへの正しい理解と豊かな心の育成のために

##### ①心の教育充実

- ・ 道徳の時間や学級活動を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、命・仲間・約束を大切にすることを育む。
- ・ 授業や学校行事における人とかかわりを通して、自己肯定感を高めるとともに、人とよりかかわっていこうとする意欲や態度を育てる。

##### ②いじめを許さない学校・学級づくり

- ・ 学校、学級内にいじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。
- ・ 校舎内の落書きや掲示物の乱れがないように、環境整備に努める。

##### ③生徒間の人間関係づくりの推進

- ・ A F P Y等の体験活動の充実
- ・ 部活動や縦割り班で取り組む学校行事等における人間関係づくりの充実

##### ④規範意識の醸成

- ・ 自らを律し、社会生活を送る上で身につけるべき規範意識を醸成する。また、教職員や保護者、部活動の外部指導者等の言動が子どもたちに影響を与えることを念頭におき、生徒に接する。

#### 生徒の自己肯定感・自己有用感を育むために

##### ①生徒の主体的な活動の充実

- ・ 生徒会活動や委員会活動、学校行事等、生徒が主体的に活動する場を工夫し、いじめ防止等について自主的に取り組んでいく態度を養う。

##### ②生徒が分かる授業作り・授業改善の推進

- ・ 「学びの共同体」の理念を取り入れ、生徒同士のつながりを活かしてすべての生徒の学びを保障する授業改善を行う。
- ・ 授業にグループ学習を導入するとともに、学習形態（4人組、コの字）の工夫を図る。

#### いじめ防止のための体制・環境づくりのために

##### ①生徒指導の充実・強化

- ・ 校内体制の見直しや校内研修を通して、生徒指導における総合力を向上させる。

##### ②教育相談の充実

- ・ 生徒に寄り添う教育相談を実施していくとともに、S Cを招いた研修会等を通して、教職員のカウンセリングのスキルアップを行う。

##### ③日常的な実態把握とかかわり

- ・ 授業や休み時間、給食、清掃活動等を含め、常に生徒とかかわり、信頼関係を築く。
- ・ 毎日の生活ノートの点検等により、生徒一人ひとりの実態把握に努める。

##### ④保護者や地域住民との信頼関係の構築

- ・ 学校だよりや学校ホームページ、学校運営協議会等で、学校生活の様子を家庭や地域に発信するとともに、家庭や地域での様子を把握し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。

##### ⑤小中高連携の充実

- ・ 異校種間との連携を大切にし、積極的な情報交換を行う。

##### ⑥インターネットや携帯電話等を利用したいじめ防止等への支援

- ・ 生徒が正しく安全にインターネット等を利用し、情報社会に主体的に対応していけるよう、関係機関と協力しながら、情報モラル教育の更なる充実を図る。

##### ⑦自殺予防教育の導入

- ・ 生徒が自ら命の危機を乗り越える力、生徒同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身に付けるよう指導する。
- ・ 自殺予防教育を実施するに当たっては、「関係者間の合意形成」「適切な教育内容」「ハイリスクの子供のフォローアップ」の3つの前提条件について十分に検討しておく。

## ※ 指導上の配慮が必要な生徒への対応

### ①発達障害を含む、障害のある生徒について

教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有し、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

### ②海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒について

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合があることに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

### ③性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒について

性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

### ④自然震災により被災した生徒（以下「被災生徒」という。）について

被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

### ⑤感染症に関連する生徒について

感染症に関連し、海外から帰国した生徒、外国人生徒、感染者、濃厚接触者とその家族、感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に関する偏見や差別を生じないように、適切な知識を基に、生徒指導上の配慮等を十分に行う。

上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## （４）早期発見の取組

### ①日常的な行動のきめ細かな観察

・授業中はもとより、昼休みの校舎内外の巡回や下校指導も多くの教職員で行い、生徒の表情や言動から健康状態や心理状況をいち早く把握することに努める。

### ②「日々のあゆみ」等からの情報収集

・日々のあゆみ（生活ノート）を毎日点検し、生徒の様子を観察する。

### ③生徒指導部会・教育相談部会による情報交換

・隔週の生徒指導部会・教育相談部会で、きめ細かな情報交換を行い、教職員へ周知する。

### ④生活アンケートの実施

・毎日実施する心の健康観察、月1回の教育相談アンケートを行い、担任・各学年主任・教育相談コーディネーター・生徒指導主任で、アンケートを実施した日に内容を確認し、気になる生徒に対して、声かけを行う。また、いじめが疑われる場合は直ちに対応する。

### ⑤教育相談の充実

・各学期に1回教育相談週間を設け、全生徒対象に実施する。  
・担任だけでなく、生徒の希望する教職員による相談も受けられるようにする。  
・SCによる生徒・保護者へのカウンセリング等、SCを有効に活用する。

### ⑥生徒・保護者との信頼関係の構築

・一人ひとりの生徒に誠意をもって対応し、学校評価アンケートにおいて「先生はいじめや悩み相談に誠実に対応している」の肯定率85ポイント以上をめざす。

### ⑦相談機関の周知

・教育相談関係機関・医療機関等の専門機関を把握し、場合によって連携を図る。

### ⑧欠席の続く生徒への対応

・欠席1日目には電話連絡を行う。また、欠席が連続2日または3日の場合、担任等が原則として家庭訪問を行い、本人の安否確認をするとともに、保護者とも最近の様子について話をする。

## (5) 解決に向けた取組

### ①初期対応

#### ア. いじめ発覚直後

- 管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。
- 通報者の思いの共感的理解と関係者からの情報収集を行う。

#### イ. 「いじめ速報カード」等による報告（報告・連絡・相談＋記録・確認）

- 学年主任→生徒指導主任→管理職（校長、教頭）
- 学校長は、いじめの認知した内容を市教育委員会に速やかに報告する
- 5W1H※の確認  
※ when：いつ、where：どこで、who：誰が、what：何を、why：なぜ、how：どのように
- 時系列での記録の蓄積 → 「いじめ続報カード」の提出
- いじめの解消（発生後3ヶ月を目安）の報告 → 「いじめ続報カード」の提出

#### ウ. いじめ対策委員会の開催

- 情報を共有し、今後の対応を協議、役割分担を行う。

#### エ. 関係生徒への聞き取り

- 関係する個々の生徒の思いをしっかりと受け止めながら、いじめについての詳細について聞き取りを行う。

#### **被害生徒**

- 信頼関係のある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。  
「いじめは絶対許さない」、「教職員が全力で守る」ことをしっかりと伝える。

#### **加害生徒**

- いじめの具体的な行為（冷やかす、仲間はずし等）を確認する。
- いじめの認知がない場合、いじめられている側のつらさを伝えながら丁寧に聞き取りを行う。

#### **周囲の生徒**

- 情報提供者が分からないよう万全の配慮をした上で、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

#### オ. いじめ対策委員会の招集

- 校長は「いじめ対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。
  - ・被害生徒とその保護者への対応
  - ・加害生徒とその保護者への対応
  - ・他の生徒及び保護者への対応
  - ・関係機関等への支援要請（必要に応じて）
  - ・別室指導や出席停止等の設置の検討（必要に応じて）
  - ・臨時保護者会の招集（必要に応じて）

#### カ. 対応上の留意点

##### (ア) 被害生徒とその保護者への対応

#### **被害生徒** 〈共感的理解に基づく指導・支援〉

- ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・本人、保護者の了承のもと、SC等による心のケアを行う。

#### **被害生徒の保護者** 〈家庭訪問による対応〉

- ・複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・いじめの概要を説明する。学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

## (イ) 加害生徒とその保護者への対応

### **加害生徒** 〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- ・叱咤や説諭のみにとどまらず、振り返りを十分に行い自己の問題点に気付かせ反省させる。
- ・今後の被害生徒との関係をどうするか、改善すべき言動等について話し合い約束させる。
- ・加害生徒の気持ちも理解しながら指導する。
- ・被害生徒に対して、謝罪の気持ちをもてるよう粘り強く指導する。

### **加害生徒の保護者** 〈家庭訪問による対応〉

- ・複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・今後の当該生徒の指導や支援について、共に考える。
- ・学校の指導や支援について説明する。
- ・被害生徒への謝罪等を相談する。

## (ウ) 他の生徒及び保護者への対応

### **他の生徒**

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせる。
- ・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
- ・被害生徒に対する配慮について指導する。

## (エ) 関係機関等への支援要請（必要に応じて）

- ・学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。
- ・生徒の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている生徒の安全確保のための必要な措置を行う。

## (オ) 別室指導や出席停止等の設置の検討（必要に応じて）

- ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
- ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

## ②中期・長期対応

### **ア. 当該生徒の見守りと継続的な指導**

- ・表面上は解決したように見えていても、より見えにくい形でいじめが潜行する可能性があることから、当該生徒のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該生徒の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

### **イ. 対応上の課題分析と指導体制の強化**

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

### **ウ. 宮野中基本方針の見直し・改善**

- ・いじめの未然防止や再発防止に向けて、宮野中基本方針の見直しを毎年行う。

### **エ. 進級・進学に伴う引き継ぎ**

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても確実な引き継ぎを行う。

### **オ. 学校運営協議会への報告と支援要請**

- ・学校運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

### **カ. 関係機関と連携した対応**

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関と連携した継続的な対応を行う。

## (6) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

### ①未然防止

#### ア. 情報モラル教育の充実

- ・ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲へ広がっていく。生徒に対して、ネット上の不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。

#### イ. 家庭・地域への啓発活動

- ・保護者会や親育会総会、学校運営協議会等を通じて、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等の予防や発見、対策について啓発する。

### ②初期対応

インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）やSNSへの書き込み内容、メール文等を確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会に速やかに報告する。

### ③被害拡大の防止

いじめを受けた生徒・保護者の意向を確認した上で、掲示板サイト管理者等への削除依頼、当該コミュニティサイトを利用している生徒への直接指導、削除の徹底・確認等、具体的な対応を行い、被害の拡大を最小限に抑える。

### ④関係機関との連携

必要に応じて、少年安全サポーターや所轄警察署、県警サイバー犯罪対策室とチームを編成し、問題の早期解決に努める。

## (7) 地域や関係機関等との連携

### ①学校と地域との連携

- P T Aや学校評議員等といじめの問題について協議する機会の設定、学校運営協議会や地域協育ネット等の取組の推進など、開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、「いじめ対策委員会」に積極的な参画を得る。
- 地域との連携に努めながらも、あくまでも学校としての主体性を保ちつつ、具体的にいじめへの対応を行う。

### ②学校と関係機関との連携

- いじめの早期解決のため、必要に応じて、「いじめ対策委員会」に関係機関や外部専門家等の積極的な参画を得る。  
やまぐち総合教育支援センター、所轄警察署、児童相談所、地方法務局、  
弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等
- いじめが犯罪行為である疑いがある場合は、教育的配慮の下、所轄警察署と連携して対応する。明らかに犯罪行為である場合は、躊躇することなく連絡し支援を得る。

## (8) いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめに係る行為が止んでいること  
止んでいる状態が、相当期間（3か月を目安）継続していること
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（面談等により確認する）

### 3 重大事態への対応

#### 【重大事態とは】

○いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ア. 生徒が自殺を企図とした場合
- イ. 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
- エ. 精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは

年間 30 日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。

○生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

※その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えていても、重大事態として対応する。

- (1) 重大事態と判断した場合は、直ちに市教育委員会を通じて市長に報告する。
- (2) 調査主体が学校の場合、市教育委員会が派遣した「いじめ対策サポートチーム」と協力して調査を行う。
- (3) 調査主体が市教育委員会の場合、教育活動に支障が生じる恐れがある場合を除き、全面的に協力する。
- (4) 重大事態に至る要因となった事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - 「いつ、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか」、「いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったのか」、「学校・教職員がどのように対応したのか」などを明確に説明する。
- (5) 調査結果を市教育委員会に報告する。
- (6) いじめを受けた生徒やその保護者に対して情報を適切に提供する。
  - 調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報提供する。
- (7) 市教育委員会が調査結果を受け、必要な措置を講じ、調査結果を市長に報告する。

### 4 その他の重要事項

国や県・市の基本方針の見直しがあったとき、あるいは、いじめ対策委員会が見直しの必要があると認めるときは、本方針をより実効性のあるものに、改訂していくこととする。